

令和 2 年度予算編成方針

1 現下の経済情勢と国の財政運営の基本方針

令和元年 9 月公表の『月例経済報告』（内閣府）によれば、我が国の景気は、「輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」としている。

先行きについては、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

国は、『経済財政運営と改革の基本方針 2019』（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2025 年度の財政健全化目標¹の達成を目指すとしている。また、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、2025 年度の財政健全化目標の達成を目指すため、主要分野での歳出改革を推進するとともに、その他全ての歳出分野においても、類似事業の整理・統合や重複排除の徹底、事業の効率化など、聖域なく改革を進めるとしている。

また、地方行財政分野においては、地方創生の推進等により、より個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要であるとし、以下の課題を掲げ、2040 年頃までに顕在化する諸課題に今から対応する観点から、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化を積極的に推進するとしている。

① 持続可能な地方行財政制度の構築

人口減少・高齢化の下、長寿命化等による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しについて、関係府省庁は作成・公表を進めるとともに、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省庁が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討する。

行政コストの効率化に向け、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。

また、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。

¹ 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025 年度の国・地方を合わせた PB 黒字化を目指す。同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。

② 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

地方創生関連施策のこれまでの事業全体の成果を検証するとともに、重要課題への前向きな取り組み等を行う地方自治体への支援をさらに強化する観点から各種支援措置のインセンティブを強化する。業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。

③ 公営企業・第三セクター等の経営抜本改革

取組の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する。第三セクター等について、関係を有する地方自治体において 2018 年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進し、2020 年度から取組状況を把握・公表する。

④ 見える化、先進・優良事例の横展開

地方単独事業に関して、引き続き見える化に取り組む。また、統一的基準による地方公会計の見える化による資産管理の向上、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係の見える化、地方自治体の基金の見える化に、引き続き着実に取り組む。

類似団体間の横比較や時系列変化の把握ができるよう見える化データベースの機能の充実を図り、戦略的な情報発信を行う。

さらに、令和 2 年度予算に関して、「令和 2 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和元年 7 月 31 日閣議了解）において、「手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から前年度当初予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としている。

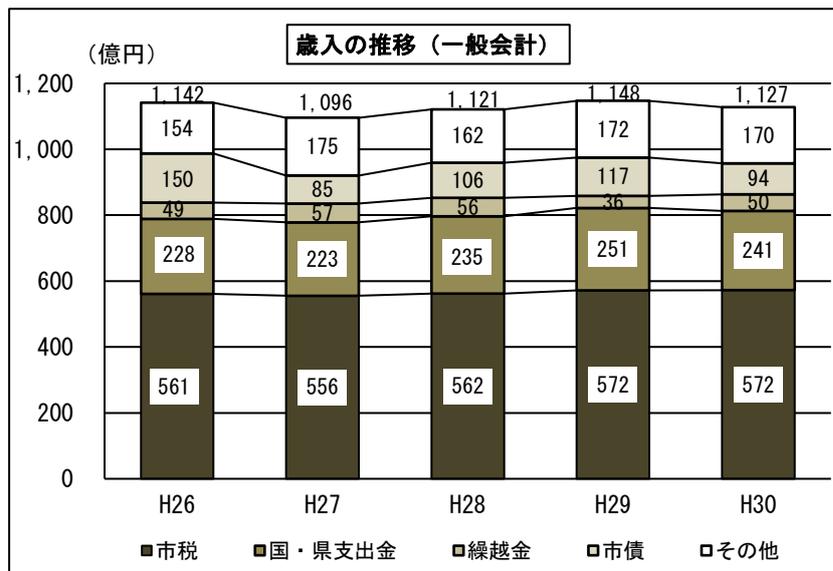
現時点では、国の予算編成の詳細内容は明確ではないものの、国の予算編成は地方公共団体の予算編成においても大きな影響を与えるものであることから、その動向を十分注視していく必要がある。

2 本市の財政状況

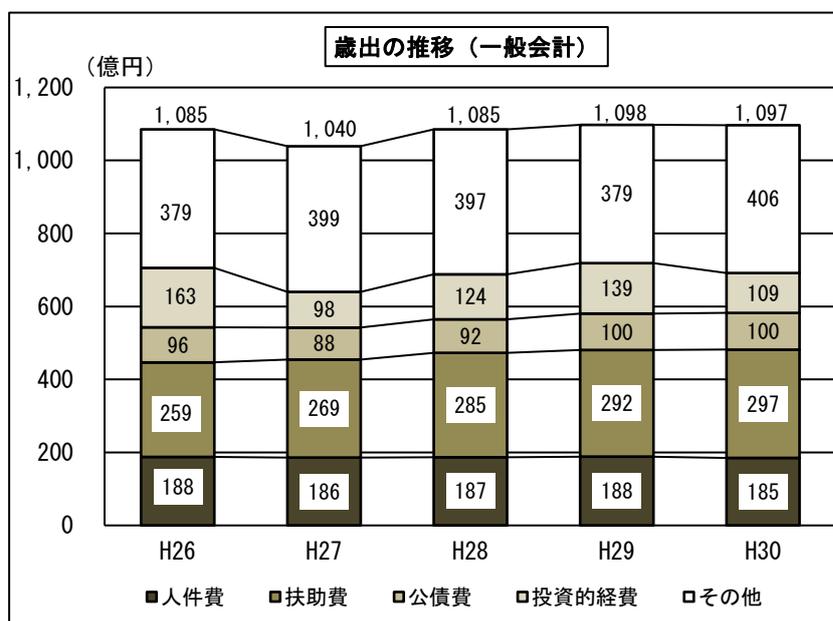
(1) 決算の状況

本市の一般会計の決算規模は、増加傾向にある。

歳入は、主な自主財源である市税が平成 26 年度の約 561 億円から平成 30 年度には約 572 億円へと推移している。平成 30 年度決算においては、依存財源について、投資的経費の減少に伴う国・県支出金や市債の減少などがあり、歳入規模が縮小している。

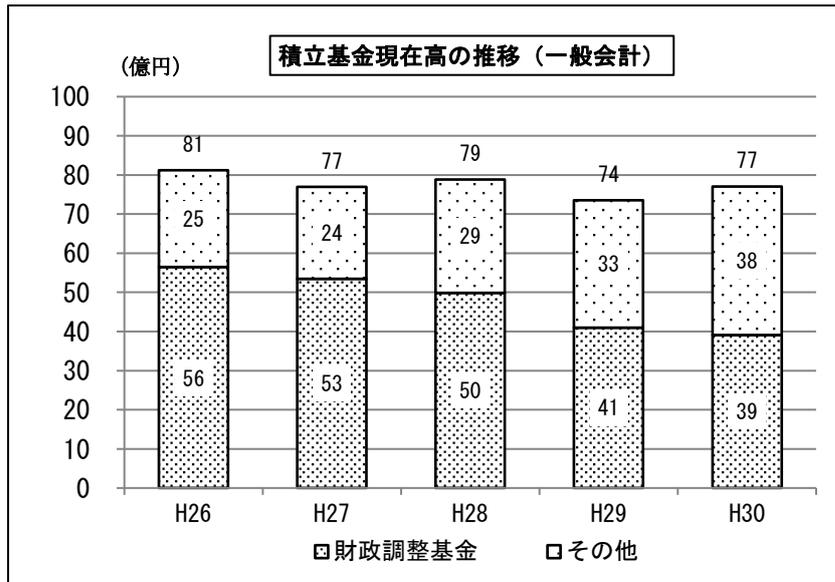


歳出は、扶助費の増加が続いており、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で約 38 億円の増加となっている。投資的経費はウエスタ川越や新斎場の建設、小・中学校普通教室空調設備整備等の大規模事業の実施により、平成 26 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度に大きく増加している。公債費は、平成 28 年度から増加に転じ約 100 億円となった。今後も上記の大規模建設事業等の実施に係る市債の償還の開始に伴い、増加が見込まれている。



(2) 積立基金現在高の状況

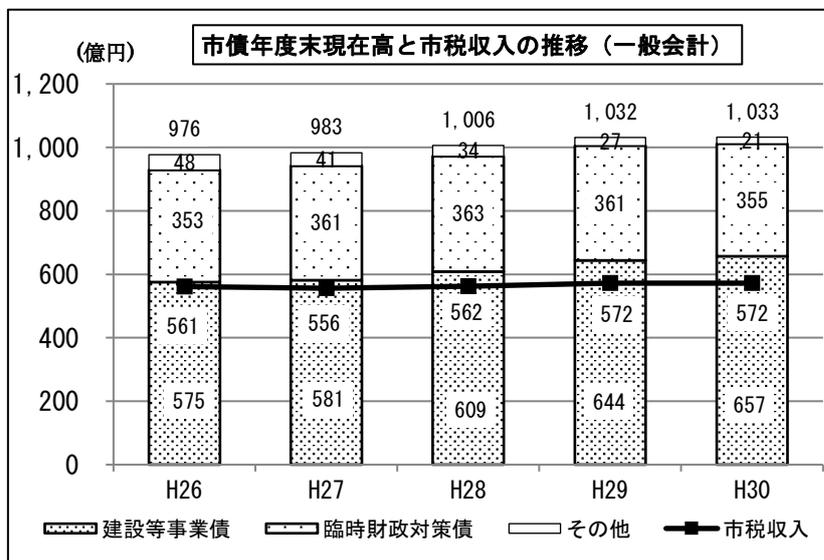
本市の積立基金のうち、年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金の年度末現在高は、平成 26 年度の約 56 億円から平成 30 年度は約 39 億円まで減少している。令和元年度当初予算における取崩し等により、令和元年度末残高は約 15 億円まで減少する見込みとなっている。今後は、税収の急激な落ち込みや災害等の不測の事態への備えとして 50 億円以上確保することが求められる。また、将来的な負担に対応するため、職員退職手当基金、公共施設マネジメント基金、減債基金等の積立てにも配慮する必要がある。



(3) 市債残高の状況

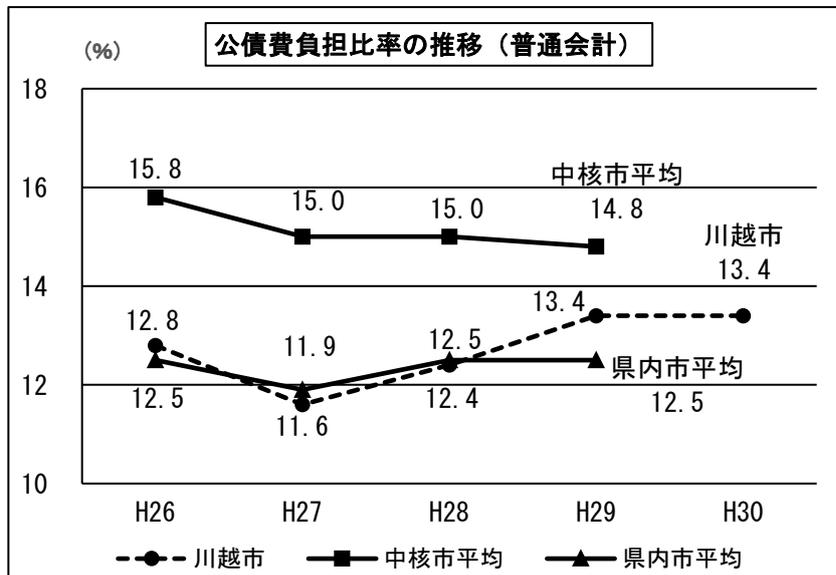
各年度末時点の市債残高は、平成 26 年度末の約 976 億円から平成 30 年度末には約 1,033 億円と 5 年間で約 57 億円増加している。これは、市債の償還原資である市税収入の伸びを上回っている状況である。

建設等事業債は、大規模事業の影響により平成 25 年度以降増加しているが、臨時財政対策債は平成 29 年度に減少に転じた。



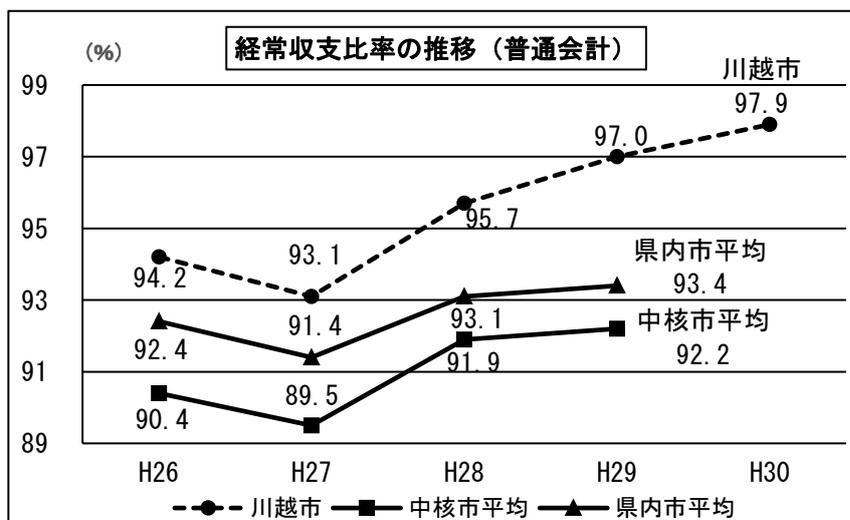
(4) 財政指標の状況

一般財源総額に対して公債費に充てられた一般財源の割合を示す公債費負担比率は、警戒ラインである 15%を下回っているものの、平成 27 年度以降上昇している。市債残高の増加に伴い、今後さらに上昇する見込みである。



経常収支比率²も埼玉県内市平均や中核市平均を上回っており、平成 30 年度には過去最高となる 97.9%に達している。このような状況は、本市の財政の硬直化が著しくなっていることを示している。

少子高齢化の進行と近い将来の人口減少が見込まれる中、本市が今後も安定して行政サービスを提供するとともに、持続的な発展を続けるためには、今まで以上に徹底して無駄を排除しつつ優先的に取り組む施策への重点的な予算配分と執行が必要である。



² 財政構造の弾力性を測る指標で、本指標が低いほど財政の弾力性が高いことを表す。100%を超えると、恒常的に必要な経費を収入で賄えていない状態になっている。

3 令和2年度の財政収支の見込み

本市の令和2年度財政収支については、歳入の根幹をなす市税は、景気の回復基調はあるものの、法人市民税の税率引下げ等の要因から横ばいで推移するものと見込んでおり、一般財源総額では前年度当初予算比で14億円程度増加するものと見込んでいる。

一方、歳出については、扶助費は少子高齢化に係る対応等に伴う増加が見込まれ、公債費は菅間第二学校給食センター整備に係る市債の償還の増加などが見込まれることから、義務的経費全体では、前年度当初予算対比で約36億円の増加が見込まれている。さらに繰出金も介護保険事業特別会計への繰出金や後期高齢者広域連合負担金等で増加することが見込まれている。

また、投資的経費は、令和元年度以前からの継続費事業に取り組むほか、新たな行政需要への対応も想定し、過去の決算を踏まえた事業費を見込んでいる。

これらにより、令和2年度における歳出に対する歳入の不足額は、約52億円と試算している。

令和2年度収支見通し

		令和元年度	令和2年度	伸び率
歳入	市税	575億円	575億円	0.0%
	国・県支出金	256億円	285億円	11.3%
	繰越金	15億円	0億円	皆減
	市債	74億円	110億円	48.6%
	その他	196億円	162億円	▲17.3%
	歳入合計	1,116億円	1,132億円	1.4%
歳出	人件費	214億円	218億円	1.9%
	扶助費	311億円	341億円	9.6%
	公債費	107億円	109億円	1.9%
	投資的経費	104億円	129億円	24.0%
	繰出金	140億円	147億円	5.0%
	その他	240億円	240億円	0.0%
	歳出合計	1,116億円	1,184億円	6.1%
収支差額		0億円	▲52億円	

※ 令和元年度川越市中期財政計画から引用。

※ 各項目中の金額は、端数調整を行っているものがある。

4 令和2年度予算編成に係る基本方針

本市を取り巻く社会状況の変化や本市の財政状況、財政収支の見込みを踏まえ、令和2年度予算編成に係る基本方針は、次のとおりとする。

(1) 第四次川越市総合計画の推進

令和2年度は、「第四次川越市総合計画・前期基本計画」の最終年度であるとともに、東京2020オリンピック競技大会の開催の年でもあり、本市にとって更なる発展に向けた重要な年となる。

また、厳しい財政状況の下での本市を取り巻く社会状況とその対応を踏まえつつ、総合計画の将来都市像である「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」の実現に向け、次の施策を積極的に推進することとする。

① 子どもを安心して産み、育てることができるまちづくり

- ア 安心して子育てができる環境づくりの推進
- イ 教育環境の整備と生きる力を育む教育の推進

② 魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

- ア 利便性や安全性を確保した都市基盤整備の推進
- イ 地域資源を生かした産業・観光の振興
- ウ 文化芸術・スポーツの振興

③ 人と人がつながり、安心して暮らせるまちづくり

- ア 地域コミュニティの推進と安心・安全な生活環境の改善
- イ 健康でいきいきと暮らせる福祉の推進

④ 地方創生、オリンピックに向けた取組

- ア まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
- イ 東京2020オリンピック競技大会の円滑な実施と市の活性化

(2) 健全な行財政運営に向けた取組み

「2 本市の財政状況」で示しているとおり、市債残高は増加傾向にあり、公債費負担比率や経常収支比率が上昇している一方、災害等の不測の事態への備えである財政調整基金の残高は年々減少するなど、財政状況の悪化が顕著となっている。

こうした厳しい財政状況下にあって、従来までの行財政運営を継続した場合、令和2年度の財政収支は、「3 令和2年度の財政収支の見込み」で示したとおり、歳出に対して歳入が約52億円不足すると見込まれるところである。

このようなことから、人件費や扶助費の見直しなどによる経常的経費の削減を進めるとともに、投資的経費の規模の適正化も含めて市債の活用を検討するなど、健全な行財政運営に向けた対策を早期に講じ、財政調整基金に依存しない予算編成に努める必要がある。

昨年度には全庁的な事務事業の見直しに取り組んだところであるが、各所属においては、事務事業評価や包括外部監査等の結果を踏まえて事業を見直し、真に必要とされるサービスに集約すること、市単独事業については、3～5年後の見通しを持ったうえで制度の継続が可能か検証し、事業の適正化に努めることなど積極的に行財政改革を進め、その結果を予算積算に確実に反映されたい。

また、実施計画事業と義務的経費を除いた事業については、各部局の主体性と自立性を予算の配分に効果的に反映させるため、引き続き部局主体の予算要求枠を設けることとする。部局長は、部局内の事務事業について緊急度・重要度を最も把握し得る立場であることから、この制度の意義を十分に斟酌したうえで、事業の優先度を軸に、決められた枠内において要求することを徹底されたい。

5 予算要求に当たっての留意点

(1) 国の財政運営（予算編成）の動向

- ① 制度改正の内容等、国の動向について留意すること。
- ② 積極的かつ的確に国庫補助負担金の確保に努め、当該予算編成に的確に反映させること。特に、国庫補助金の中には近年交付額が見込額を下回っているものもあることから、事業費全体の圧縮を図るとともに決算額等を参考に財源構成を検討すること。

(2) 補助金支出の見直し

- ① 補助制度の目的や社会状況の変化を踏まえ、補助金支出の根拠となる公益性及び効果・必要性等を改めて検証し、予算要求に反映させること。
- ② 補助率、補助額、終期設定等の見直しを行うとともに、他の補助制度との統合、廃止を検討すること。
- ③ 補助事業者の収支内容や剰余金の状況等も確認すること。
- ④ 市単独補助金並びに国・県制度の金額の上乗せ及び対象の拡大等を行っているものについては、定期的な見直しを行うなど効果検証を徹底し、補助等の適正化に努めること。

(3) 公共工事のコスト縮減等

- ① 安全性や耐久性を確保しつつ、事業の目的や効果を損なわない範囲で施設規模・設備内容などを見直し、全工事を対象としたコストの縮減を図ること。
- ② 労務単価や建設資材について、実勢を踏まえ適切に見積もること。
- ③ 公共工事の実施に当たっては、当該事業の有効性や計画的な実施が確保されているかなど再度確認すること。

(4) 扶助費関連支出の見直し

- ① 市単独事業や国・県制度を拡充しているいわゆる「上乗せ、横出し」事業や長期間にわたって見直しを行っていない事業を中心に3～5年後の見通しを持ったうえで、真に福祉を必要とする人に対する給付となっているか、その有効性や適格性を客観的に判断するなど制度全般を見直し、持続可能な制度設計に努めること。
- ② 積算に当たっては、国制度等を見直しや高齢化等の進行による自然増を踏まえつつ、抑制を図ること。

(5) 民間委託等の推進

- ① 限りある行政資源を既存の行政サービスの充実や新たな行政サービスに効果的に活用するため、民間委託等を推進すること。

- ② 「民間委託等推進計画」に位置付けられた事業は、計画に基づき、民間委託等に向けて着実に取り組むこと。

(6) 外郭団体等に係る予算

- ① 外郭団体等に係る補助金、業務委託料等の予算要求は、当該団体の業務内容、当該団体の収支等の財政状況を再確認し、そのあり方及び事業手法等についての見直しを主体的に行い、その結果を当該予算編成に反映させること。
- ② 委託事業については、事業の主体は市であることを再認識し、各所管において主体的に外郭団体の予算編成に関わること。
- ③ 予算要求課は、外郭団体等が積極的に自主財源の確保に努め、経営の健全化・安定化が図られるように働きかけること。

(7) 特別会計等に係る予算

「独立採算」を基本とする特別会計の予算は、受益者負担を前提とした歳入の確保に努めるとともに、適正な事業の運営を図り、一般会計からの繰入金の抑制を図ること。

(8) 財源の確保

- ① 歳出予算の財源には歳入予算の裏付けが不可欠であることを再認識し、積極的な特定財源の確保に努めること。
- ② 新たな事業や拡充を行う際には、新たな歳入確保、既存の事務事業の見直し、事務事業間の経費の組み替えなどを積極的に行い、必要な財源を確保すること。
- ③ 国・県支出金は、国及び埼玉県の予算編成の動向等に的確に対応することとし、積極的にその確保に努めること。
- ④ 市税、負担金等の自主財源の確保に当たっては、市民負担の公平性の確保及び受益者負担の適正化の観点から、積極的に取り組むこと。

(9) 予算の流用・配当替え

予算の流用・配当替えは予算執行上認められているものの、真に必要でやむを得ない場合に限る措置であることを十分考慮すること。

(10) その他

予算編成の詳細は、別途通知する「令和2年度予算編成事務要領」によること。